

提出書類

1. 介護保険負担限度額認定申請書

2. 預貯金の額を証する書類（通帳のコピー）

預貯金額が基準額以下かを確認するため、通帳のコピーのご提出をお願いしています。

（注意事項）

- ・通帳を複数お持ちの場合は、すべての通帳のコピーが必要です
- ・配偶者がいる場合、配偶者の方の通帳も必要です
- ・1通の通帳につき「金融機関・口座番号・名義」「最終残高」が分かるページのコピーが必要です
- ・最終残高については、申請日から直近2カ月の記帳が必要です
- ・定期預金がある場合、定期預金の残高が分かるページのコピーも必要です

3. 預貯金以外に資産となるものの額を証する書類（お持ちの方のみ）

預貯金以外に資産となるものをお持ちの方は、その金額を証する書類の提出をお願いしています。預貯金以外の資産に該当するものの例と、必要書類は以下の通りです。

資産となるもの	添付が必要な書類
有価証券 (株式・国債・地方債・社債など)	証券会社や銀行の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)
金・銀など貴金属 (時価額が容易に把握できる貴金属)	購入先の銀行の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)
現金（タンス預金など）	自己申告
負債	借用証書など

※通帳等はできる限りA4（この書類と同サイズ）にそろえてください。

提出先などについて

● 提出方法について

沼津市役所別館 1 階の介護保険課の窓口を持参するか、以下の住所に郵送でお送りください。

宛先：〒410-8601 沼津市御幸町 16 番 1 号 沼津市介護保険課 給付係

● 認定有効期間について

・負担限度額認定は、申請していただいた月の1日から適用となります。認定有効期間は、認定開始日に関わらず7月31日までです。

(例) 令和2年8月30日に申請→認定有効期間：令和2年8月1日から令和3年7月31日

令和3年6月15日に申請→認定有効期間：令和3年6月1日から令和3年7月31日

※負担限度額認定をお持ちの方には、毎年6月下旬に更新のお知らせをお送りします。